

なお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県告示第731号

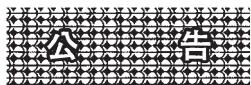
長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成24年10月29日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成24年11月8日

長野県知事 阿部守一

| 売りさばき人の氏名（名称） | 住所 | 売りさばき場所 |
|---------------|--------------|---------------------------|
| 小坂勇雄 | 大町市常盤4809-70 | 大町市大字大町1806-2 サークルK大町合庁前店 |

会計課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年11月8日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年10月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人夢のデザイン塾

3 代表者の氏名

田中直子

4 主たる事務所の所在地

長野市大字西長野字袖長野2番地4カショ情報ビル

5 定款に記載された目的

この法人は、地域社会に暮らす多様な人々、とくに若年者・女性・中小企業の経営者と従業員に対して、職業能力開発・キャリアカウンセリング・メンタルヘルス等の援助を行ない、様々な環境変化に対応した職業選択と適応の実現をはかり、地域社会に貢献することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

平成25年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士前期課程（修士課程）の学生の2次募集を次のとおり行います。

平成24年11月8日

長野県知事 阿部守一

1 募集人員

募集人員は、10名程度とします。

2 試験による選考

(1) 出願資格

ア 一般選抜

次のいずれかに該当する者（平成25年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）

(7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業した者

(4) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(9) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(I) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(オ) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限ります。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(カ) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限ります。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(キ) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

(リ) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(ケ) 個別の入学資格審査により、(7)に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

イ 特別選抜

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師、助産師又は看護師のいずれかの資格取得後、実務経験が5年以上であり、現在勤務している施設の長から推薦を受け派遣されるもの

(2) 出願手続

ア 提出書類

(7) 入学願書（本学所定の用紙によります。）

(リ) 写真カード（本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真（裏面に氏名及び生年月日を記入）1枚を貼ってください。）

(ケ) 連絡用宛名シール（本学所定の用紙によります。）

(リ) 学業成績証明書及び卒業（見込み）証明書（(1)のアの(イ)から(ケ)までのいずれかに該当するものとして出願する者は、その資格に関する証明書）

(オ) 志望の理由（本学所定の用紙により、本人が作成したもの）

(カ) 特別選抜に出願する者は、推薦書（本学所定の用紙により、施設の長が作成し、封印したもの）

イ 入学審査料

入学審査料（30,000円）は、株式会社ゆうちょ銀行の普通為替により納付してください。この場合において、株式会社ゆうちょ銀行又は郵便局が振り出した普通為替証書（平成24年11月以降に振り出したものに限ります。）は、何も記入しないで、アの書類とともに提出してください。

ウ 出願方法

郵送（書留郵便）又は持参としてください。

エ 入学願書受付期間

平成25年1月10日（木）から1月17日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（郵送による場合は、受付期間の最終日必着とします。）

オ 入学願書提出先

駒ヶ根市赤穂1694番地（郵便番号 399-4117）

長野県看護大学事務局教務・学生課

カ 受験票の交付

(7) 入学願書を受理したときは、受験票を交付します。

(イ) 受験票（交付を受けた受験票には、アの(イ)の写真カードに貼った写真と同じものを貼ってください。）は、試験当日必ず持参してください。

(3) 入学者の選考方法

ア 入学者の選考は、学力試験、面接及び学業成績証明書の成績の結果を総合して行います。

イ 学力試験

(7) 一般選抜については、看護に関する専門科目、英語及び小論文とします。

(イ) 特別選抜については、看護に関する専門科目及び小論文とします。

(ウ) 看護に関する専門科目は、志望する領域に応じ、次の表の専門科目の中から1科目を受験することとします。

| 領域 | 専門科目 | | |
|----------|-----------------------|--|--|
| 看護基礎科学領域 | 病態機能学 病態治療学 | | |
| 基礎看護学領域 | 基礎看護学 看護管理学 | | |
| 発達看護学領域 | 母性看護学 小児看護学 成人看護学 | | |
| 広域看護学領域 | 老年看護学 精神看護学 地域看護学 保健学 | | |

(4) 入学者選考試験の実施期日及び場所

| 試験期日 | 時間 | 教科等 | 場所 |
|-----------------------|--------------|-------------|---------|
| 平成25年 1月26日 (土) | 9：30～11：00 | 小論文 | 長野県看護大学 |
| | 11：15～12：15 | 専門科目 | |
| | 13：15～14：15 | 英語 | |
| | 特別選抜 一般選抜 | 13：15～14：30 | 面接 |

(5) 合格者の発表

ア 日時

平成25年1月31日（木）午前10時

イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知します。

なお、電話による照会には一切応じません。

3 その他

- (1) 出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務局教務・学生課（電話 0265-81-5100）に行ってください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

医療推進課

公告

平成25年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士後期課程の学生の2次募集を次のとおり行います。

平成24年11月8日

長野県知事 阿部 守一

1 募集人員

募集人員は、若干名とします。

2 試験による入学者の選考

(1) 出願資格

ア 一般選抜

次のいずれかに該当する者（平成25年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）

(7) 修士の学位を有する者

(イ) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

(ウ) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(エ) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(オ) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

(カ) 個別の入学資格審査により、(7)に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

イ 外国人留学生特別選抜

次のいずれかに該当し、日本語を母国語としない者（平成25年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）

ア 修士の学位を有する者

(イ) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

(ウ) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

(2) 出願手続

ア 提出書類

(7) 入学願書（本学所定の用紙によります。）

(イ) 写真カード（本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真（裏面に氏名及び生年月日を記入）

1枚を貼ってください。)

- (ウ) 連絡用宛名シール（本学所定の用紙によります。）
- (イ) 博士前期課程（修士課程）の学業成績証明書及び修了（見込み）証明書 ((1)のアの(イ)から(カ)まで及びイの(イ)若しくは(ウ)いずれかに該当するものとして出願する者は、その資格に関する証明書)
- (オ) 志望の理由（本学所定の用紙により、本人が作成したもの）
- (カ) 博士前期課程（修士課程）の学位論文等

イ 入学審査料

入学審査料（30,000円）は、株式会社ゆうちょ銀行の普通為替により納付してください。この場合において、株式会社ゆうちょ銀行又は郵便局が振り出した普通為替証書（平成24年11月以降に振り出したものに限ります。）は、何も記入しないで、アの書類とともに提出してください。

ウ 出願方法

郵送（書留郵便）又は持参としてください。

エ 入学願書受付期間

平成25年1月10日（木）から1月17日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（郵送による場合は、受付期間の最終日必着とします。）

オ 入学願書提出先

駒ヶ根市赤穂1694番地（郵便番号 399-4117）

長野県看護大学事務局教務・学生課

カ 受験票の交付

(7) 入学願書を受理したときは、受験票を交付します。

- (イ) 受験票（交付を受けた受験票には、アの(イ)の写真カードに貼った写真と同じものを貼ってください。）は、試験当日必ず持参してください。

(3) 入学者の選考方法

ア 入学者の選考は、学力試験及び学業成績証明書の結果を総合して行います。

イ 学力試験

(7) 一般選抜については、英語及び口述試験とします。

- (イ) 外国人留学生特別選抜については、英語、口述試験及び日本語筆記試験とします。

(4) 学力試験の実施期日及び場所

| 試験期日 | 時間 | 教科等 | 場所 |
|-----------------------|---------------------|-----------------------------|---------|
| 平成25年 1月26日 (土) | 10：00～11：30 | 英語 | 長野県看護大学 |
| | 13：00～15：00 (予定) | 口述試験及び日本語筆記試験（外国人留学生特別選抜のみ） | |

(5) 合格者の発表

ア 日時

平成25年1月31日（木）午前10時

イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知します。

なお、電話による照会には一切応じません。

3 その他

- (1) 出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務局教務・学生課（電話 0265-81-5100）に行ってください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

医療推進課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年11月8日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

伊那福島ショッピングパーク
伊那市福島221 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

掛川商事株式会社
小諸市大字和田483-8

株式会社ニトリ

北海道札幌市北区新琴似七条1-2-39

3 變更した事項

建物設置者の住所

（変更前）株式会社ニトリ

北海道札幌市手稲区新發寒六条1-5-80

（変更後）株式会社ニトリ

北海道札幌市北区新琴似七条1-2-39

4 變更した年月日

平成24年10月1日

5 届出年月日

平成24年10月22日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年11月8日から平成25年3月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12座振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

安曇野赤十字病院労働組合から年末一時金等に関するとの要求に関して、平成24年11月15日以降、安曇野赤十字病院における同組合の組合員が所属する全職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成24年11月8日

長野県知事 阿部 守一

労働雇用課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年11月8日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成24年度森林地域調査編入事業

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から平成25年2月28日まで

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 低入札価格調査制度の適用

受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領（平成23年9月28日付け23建政技第205号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象事業として、同要領第3に規定する失格基準価格の算定を適用します。

(6) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者又は測量の業種で長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格を有する者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）の規定に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店又は支店を有する者であること。

(5) 長野県建設部長から建設工事等入札参加資格者に係る入札参

加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(7) 次のいずれかに該当する者を配置できる者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第33条に規定する技術士登録簿及び技術士補登録簿に登録されている者（森林部門に限る。）

イ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会に備えるRCCM登録簿に登録されている者（森林土木部門に限る。）

ウ 一般社団法人日本森林技術協会理事長の定める林業技士登録者名簿に登録されている者

エ 一般社団法人日本森林技術協会理事長の定める森林情報士登録名簿に登録されている者

オ 森林法（昭和26年法律第249号）第187条第3項の規定による林業普及指導員資格試験に合格した者又は森林法の一部を改正する法律（平成16年法律第20号）附則第3条第1項若しくは第2項に規定する者

(8) 過去に国又は地方公共団体の委託を受けて、本業務と同種又は類似の業務の実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県林務部森林政策課

電話 026（235）7269

なお、入札説明書は、上記の場所で交付するほか、インターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/rinsei/kashokai.htm>）からダウンロードすることもできます。

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の配達指定日、提出方法及び提出先
ア 配達指定日 平成24年11月26日（月）
イ 提出方法及び提出先 入札説明書のとおり

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年11月27日（火）午後1時15分

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で、失格基準価格以上の価格をもってした入札のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

森林政策課

建築指導課

公告

中野市南部土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

平成24年11月8日

長野県北信地方事務所長 柳澤直樹

理事

退任

| | |
|------|---------------|
| 氏名 | 住所 |
| 小林幸弘 | 中野市大字小田中687番地 |

農地整備課

公告

小諸市森山土地改良区の清算人について、次のように退任の届出がありました。

平成24年11月8日

長野県佐久地方事務所長 松本有司

退任

| | |
|------|---------------|
| 氏名 | 住所 |
| 塙川佑信 | 小諸市大字森山861番地1 |
| 塙川正 | 小諸市甲159番地 |
| 金井力 | 小諸市大字森山540番地1 |
| 小泉義節 | 小諸市大字森山822番地1 |
| 遠山光二 | 小諸市大字森山814番地1 |
| 小泉宏栄 | 小諸市大字森山859番地 |
| 金井秋雄 | 小諸市大字森山599番地 |
| 山浦正 | 小諸市大字耳取787番地 |
| 山浦一泰 | 小諸市大字耳取950番地2 |
| 山浦猛皓 | 小諸市大字耳取774番地 |
| 中澤羊一 | 小諸市甲404番地1 |

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年11月8日

長野県佐久地方事務所長 松本有司

1 許可番号 平成24年5月31日

長野県佐久地方事務所指令24佐地建第17-3号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字前沢原1879-2、1888-7、1888-

45

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北佐久郡軽井沢町大字長倉1700-1 上原文人
群馬県高崎市栄町1-1

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 一宮忠男

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年11月8日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

1(1) 許可番号 平成24年1月18日

長野県長野地方事務所指令23長地建第3-5号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

千曲市大字稻荷山字上一里山56-2の内、72-1の内、79-6の内、79-9の内、字境無3836-2の内、3840-8の内

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市篠ノ井塙崎4062-2

有限会社コーネーブラス 代表取締役 柴田榮

2(1) 許可番号 平成24年7月31日

長野県長野地方事務所指令24長地建第4-5号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字日滝字行人塚1853-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字須坂851

須坂土建工業株式会社 代表取締役 山崎喜彰

3(1) 許可番号 平成24年9月24日

長野県指令24建指第28-4号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字井上字傳石281-4、281-5

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字井上287 横山征男

4(1) 許可番号 平成24年9月24日

長野県指令24建指第28-6号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字八町字花田1752-6の内

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市墨坂南1-6-15

株式会社ハーブ 代表取締役 中島朋子

建築指導課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年11月8日

長野県佐久建設事務所長 中山茂

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダムの非常用予備発電設備点検業務

| | |
|--|---|
| (2) 役務の特質 入札説明書によります。 | 開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。 |
| (3) 履行期間 契約締結の日から平成25年1月31日まで | (5) 入札保証金 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。 |
| (4) 履行場所 南佐久郡佐久穂町 古谷ダム 南佐久郡佐久穂町 余地ダム 北佐久郡御代田町 湯川ダム | (6) 契約保証金 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。 |
| (5) 入札方法 価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。 | (7) 入札の無効 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。 |
| 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当する者であることとします。 | (8) 契約書作成の要否 必要とします。 |
| (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。 | (9) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。 |
| (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。 | 5 その他 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。 |
| (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。 | |
| (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。 | |
| (5) 過去5年以内に同種の非常用予備発電設備の設置又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。 | |
| (6) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。 | |
| 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先 佐久市臼田2015 長野県佐久建設事務所 総務課 電話 0267(82)3101 | |
| 4 入札手続等 | |
| (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 | 河川課 |
| (2) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成24年11月22日(木) 午後1時30分 イ 場所 長野県佐久建設事務所 第1会議室 | |
| (3) 郵便入札の可否 郵便による入札は、受け付けません。 | |
| (4) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年11月15日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、 | |

| |
|--|
| 開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。 |
| (5) 入札保証金 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。 |
| (6) 契約保証金 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。 |
| (7) 入札の無効 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。 |
| (8) 契約書作成の要否 必要とします。 |
| (9) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。 |
| 5 その他 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。 |
| 河川課 |
| 公告 次のとおり一般競争入札に付します。 平成24年11月8日 長野県飯田建設事務所長 伊藤直喜 |
| 1 入札に付する事項 |
| (1) 調達をする役務 ダムの電気設備の保守点検業務 |
| (2) 役務の特質 入札説明書によります。 |
| (3) 履行期限 契約締結の日から起算して90日を経過する日 |
| (4) 履行場所 飯田市上飯田 松川ダム |
| (5) 入札方法 価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。 |
| 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当する者であることとします。 |
| (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。 |
| (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。 |

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年以内に同種のダム電気設備の設置又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。

(6) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

飯田市追手町2丁目678

長野県飯田建設事務所 総務課

電話 0265(53)0449

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年11月26日(月) 午後2時

イ 場所 長野県飯田合同庁舎 6階会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を平成24年11月15日(木)午後5時まで

で上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

5 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要があります。

6 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要があります。

7 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

8 契約書作成の要否

必要とします。

9 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、長野県知事から、平成23年度行政監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

平成24年11月8日

長野県監査委員 吉澤直亮
同 田口敏子
同 上野紘志
同 風間辰一

| 検討事項及び監査委員の意見 | 措置状況及び意見に対する方針 | 所管課(室) |
|--|--|--------|
| パーソナルコンピュータの適切な管理【検討事項】 様々なデータを扱っているパーソナルコンピュータ(以下「パソコン」という。)は、適切に管理しなければなりませんが、不用パソコンのうち、備品か消耗品かが不明なパソコンが全体の約3割を占める現状は、決して適切とはいえません。 その背景には、パソコンを備品として購入した場合、他の備品と同様に、取得から廃棄処理までを内部事務総合システム(物品管理システム)により管理しているものの、廃棄の登録処理を行った時点ではシステム上の管理は終了するため、その後の処分の有無まで確認できること、一方、消耗品として購入した場合には、購入関係書類等を一定期間の保存年限が経過したのに廃棄した結果、一連の経過が不明になる場合があることなどが考えられます。 以上の状況を踏まえると、パソコンについては、取得から処分までの一体的な管理が必要なことから、備品又は消耗品の区分にかかわらず、パソコンの適切な管理方法について検討してください。 | 措置状況 パソコンの適切な管理(①備品、消耗品、リース物品の場合について、それぞれの取得時、使用期間中、処分時に留意する事項、②遊休物品としての活用、③データ消去の徹底、④再資源化の推進等)を内容とする通知を、情報システム推進室長との連名で財産管理者あて発出し、周知しました。(「パーソナルコンピュータの適切な管理について(通知)」(平成24年9月27日付け24財活第162号・24情統シ第101号)) | 財産活用課 |

| | | |
|---|--|-----------|
| データの適切な管理等【監査委員の意見】 | 意見に対する方針 | 情報システム推進室 |
| 不用なパソコンを処分する際、パソコン内に保存されているデータの消去を行ったかが不明であったり、データを消去しないまま長期間保管しているなど、データの管理に関して適切でない事例が見受けられました。 パソコン内の情報管理については、「長野県情報セキュリティポリシー」(平成14年8月決定)により定められているところですが、その周知について徹底を図ってください。 | 現在、不用となったパソコンについて、行政情報ネットワークへの接続廃止の協議があった場合は、その都度、決定通知書において「廃止するパソコンを廃棄する際にはハードディスク内のデータを完全に消去し、情報漏洩のないようにしてください。」との注意喚起を行っていますが、データの管理に関して適切でない事例が見受けられることから、文書による通知、職員の情報セキュリティ研修会等を通じ、より一層の周知徹底を図ります。 | 情報システム推進室 |

監査委員事務局